

## 東海道かわさき宿交流館事業支援のための寄附金のお願い

### 1 募集理由

東海道かわさき宿交流館（以下「交流館」という。）は、川崎市が設置し、指定管理者制度により管理運営を行う施設であり、公益財団法人川崎市文化財団（以下「当財団」という。）は、この施設の指定管理者として指定を受けた「公益財団法人川崎市文化財団・一般社団法人川崎市観光協会グループ」の代表団体となっています。

当財団は、文化芸術の創造・発信、文化芸術活動の支援・協働、及び文化芸術施設の管理運営等を公益目的事業として推進することを目的としております。

交流館においても「東海道川崎宿に関する歴史と文化を学び、地域交流拠点となる施設」をめざし、各種事業を効率的・効果的に実施できるよう、管理運営者として一層の努力を積み重ねる所存でございますが、より多彩で充実した事業を展開し、交流館を活用した地域交流等を活性化するため、交流館事業を支援する募金を募らせていただきます。

個人、法人及び団体の皆様より募金趣旨にご理解をいただき、ご寄付を賜りますようお願い申し上げます。

### 2 資金使途

(1) 寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に定める使途に使用するものとします。

(2) 寄付金を財源として当財団が交流館において実施する公益目的事業は、次に掲げる事業とします。

ア 東海道川崎宿その他地域の歴史、文化等に関する展示事業

イ その他市民相互の交流を推進し、市民の文化振興に寄与する事業

(3) 前項の事業経費には、当該事業を実施するため直接必要となる適正な管理的経費を含むものとします。

3 募集目標額 50,000,000円

4 募金額 1口5,000円以上（個人、法人、団体とも）

5 募集期間 平成25年7月3日～平成30年3月31日

### 6 寄付金の管理等

(1) 当財団が受け入れた寄附金は、東海道かわさき宿交流館事業支援基金（以下「基金」という。）として、その他の資金とは分離し、金融機関への預貯金その他最も安全かつ有利な方法により管理します。

(2) 基金に関する収支及び基金を充当した事業内容等をまとめた報告書を毎年度作成し、ホームページその他の手段により公表します。

### 7 寄附金の申込

所定の申込書（東海道かわさき宿交流館事業支援寄附金申込書）に必要事項を記入の上、郵送・FAX・Eメール・持参等により下記の受付窓口にご提出願います。

### 8 寄附金の受け渡し

寄附金の受け渡しは、次の方法によりお願いします。

(1)受付窓口へ持参（ご来館の日時については事前にご連絡願います。）

(2)指定銀行口座への振込（振込手数料は、寄附者にてご負担願います。）

振込先口座：川崎信用金庫 本店営業部 普通預金 口座番号 1428806

口座名義 「公益財団法人川崎市文化財団 理事長 多田昭彦」

(3)現金書留（郵送料金は、寄附者にてご負担願います。）」

（宛先は受付窓口としてください。）

※その他の方法による必要がある場合は、受付窓口までお申し出ください。

## 9 寄附者に対する税制上の優遇措置

当財団は、公益財団法人の認定を受けておりますので、当財団に対する寄附金には、税制上の優遇措置が適用されます。（優遇措置の内容は、別紙資料をご覧ください。）

この優遇措置の適用を受けるためには、当財団が発行する寄附金受領証明書を添付し、寄附者による所轄税務署への確定申告等の手続きが必要となります。

寄附金受領証明書は、入金確認後、寄附金申込書に記載されたご住所宛てに送付いたします。

なお、寄附金を受付窓口までご持参いただいた場合等は、受領の際に領収書をお渡しし、後日、寄附金受領証明書を送付いたします。

## 10 個人情報の取扱

寄附者の個人情報につきましては、当財団の個人情報保護規程に基づき適正な管理を行います。当財団は、収集した寄附者の個人情報を下記の目的以外には使用いたしません。

(1)寄附金受入れのための手続き

(2)寄附者への寄附金受領証明書の送付

(3)寄附に関する官公庁及び自治体の税務担当部署への税控除等のための報告

(4)寄附者ご本人からの照会等への対応

\*\*\*\*\*

### ◆受付窓口

東海道かわさき宿交流館

(〒210-0001 川崎市川崎区本町1丁目8番地4)

(TEL 044-280-7321 FAX 044-280-7314 メールアドレス [info@kawasakishuku.jp](mailto:info@kawasakishuku.jp) )